

議案第95号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部中

「

大田原市障害児保育審査会	障害児と健常児との集団保育の適否の審査に関する事務
--------------	---------------------------

」

を

「

大田原市特別支援保育事業審査会	支援児童に係る特別支援保育事業の適否の審査に関する事務
-----------------	-----------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。